

議案第 11 号

日出町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について

日出町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）又は激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の適用を受けて、町が施行する農地又は農業用施設に係る災害復旧事業に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 224 条の規定に基づく分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第 2 条 町は、農地又は農業用施設に係る災害復旧事業により利益を受ける者から受益の限度において、分担金を徴収する。

(分担金の額)

第 3 条 前条の規定により徴収する分担金の額は、当該災害復旧事業に応じて別表に掲げる額（その額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた

額) とする。

(分担金の徴収の時期及び方法)

第4条 第2条の規定により徴収する分担金の徴収の時期及び方法は、町長が別に定める。

(分担金の減免及び徴収猶予)

第5条 町長は、天災地変その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは、分担金を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(督促手数料)

第6条 町長は、分担金を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 町長は、前項の規定により督促をした場合は、督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第7条 町長は、前条第1項の規定により督促したときは、当該分担金の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第9条 詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める分担金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)の範囲内で過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第 7 条に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7. 3 パーセントを加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

(日出町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

- 4 日出町営土地改良事業分担金徴収条例（昭和 5 6 年日出町条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表農地災害復旧事業の項及び農業施設災害復旧事業の項を削る。

(日出町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による改正前の日出町営土地改良事業分担金徴収条例の規定による分担金については、なお従前の例による。

別表 分担金の賦課基準（第 3 条関係）

事業種別	分担金の額	備考
------	-------	----

農地災害 復旧事業	工事費の額から国又は県からの補助金の額 を控除した額。ただし、工事費の額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額を上限とする。	「工事費」とは、測 量試験費を除いた ものをいう。
農業施設 災害復旧 事業	工事費の額から国又は県からの補助金の額 を控除した額。ただし、工事費の額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を上限とする。	

理 由

農地及び農業用施設災害復旧事業に係る分担金を徴収することについて定める必要があるので提出する。